

掛金の納付月と金額を指定される方

加入者月別掛金額登録・変更届

裏面にも記載があります。

記入例

国民年金基金連合会 御中 事務処理センター用 印

加入者月別掛金額登録・変更届

●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。 ●生年月日の年号に☑レ点をご記入ください。
 ●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
 ●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
 の横線は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。

1 申出者 ▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ ネンキン イチロウ
 氏名 年金 一郎 印

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
 生年月日 ☑昭和5 年 月 日
 ☑平成7 4 9 1 0 0 6

●毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
 ●掛金額の変更は、年1回に限り行えます。
 ●掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。
 例えは、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の
 引出ができますが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、引出ができません。
 ●引出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当
 年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について
 ●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。
 ※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額
 をご記入ください。

「掛金額」欄について
 ●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。
 ●申出をした月以降で、掛金を抽出しない月には「0」をご記入ください。

2 当年の掛金額の指定
 当年【令和 元 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	10,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	10,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	10,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	円	0 円
6月26日引落 (5月分)	円	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	200,000 円
合 計		300,000 円

3 翌年以降の掛金額の指定
 翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	200,000 円
合 計	300,000 円

受付金融機関に申出をした月の翌々月分からの反映となります。
 (26日が土日・祝日の場合は翌営業日に引落されます)

引落日
 6月受付 → 8月26日



加入者自ら署名
 する場合押印不
 要です。

1 ご本人がご記入ください。

2 新規ご加入の場合、納付済欄は記入しないでください。
 12月26日引落(11月分)の掛金額は5,000円以上を
 ご記入ください。
 記入方法については裏面もご確認ください。

3 翌年以降の掛金額も必ずご記入ください。
 12月26日引落(11月分)の掛金額は5,000円以上を
 ご記入ください。
 記入方法については裏面もご確認ください。

掛金の年単位化の基本ルール

- 引出限度額は、前年12月分～当年11月分を1年とし、翌年には繰り越せません。
- 加入や金額変更の翌月分の掛金(翌々月引落)以降の掛金について設定することが可能です。
- 加入のお申し出が11月となる場合は使用できません。
- 掛金は、原則、個人型確定拠出単位期間(前年12月分～当年11月分)につき1回のみ変更が可能です(掛金総額は同じでも、掛金の指定月を変更した場合も1回の変更となります)
- 毎月の最低引出額である5,000円は、加入期間の月数分を年内に掛ける必要があります。
- 翌月以降の掛金分を当月に上乗せして掛けることはできません(前納の禁止)
- 当月以前に引落できなかった掛金を翌月以降に上乗せすることはできません(追納の禁止)
- 年をまたいで引出金の繰り越しはできませんので、12月26日引落(11月分)は5,000円以上の引出が必要です。

